

京都市教育委員会教育長訓令甲第12号

教育機関

京都市総合教育センター事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

「カリキュラム開発支援センター

(1)学校の教育課程の編成及び教職員の研究活動の支援に関すること。

第2条中 (2)教育図書、教育資料等の収集及びこれらの提供に関するこ^{と。}を

(3)教育情報衛星通信ネットワークの運用に関するこ^{と。}

(4)教育委員会史の編さんに関するこ^{と。}

」

「カリキュラム開発支援センター

(1)学校の教育課程の編成及び教職員の研究活動の支援に関するこ^{と。}

(2)教育図書、教育資料等の収集及びこれらの提供に関するこ^{と。}

(3)教育情報衛星通信ネットワークの運用に関するこ^{と。}

(4)教育委員会史の編さんに関するこ^{と。}

に改める。

下京区統合中学校開設準備室

(1)下京区内の中学校の統合に係る企画及び立案に関するこ^{と。}

(2)下京区内の中学校の統合に係る調査及び研究に関するこ^{と。}

(3)下京区内の中学校の統合に係る学校及び関係機関との連絡調整に関するこ^{と。」}

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)